

委員の審議参加に関する申し合わせ事項

平成27年5月8日

広島県青少年健全育成審議会環境整備部会申し合わせ

審議会運営の中立性・公平性の確保を図るため、委員の審議参加に関して次のとおり申し合わせる。

【申し合わせ事項】

審議会の所掌事項について直接の利害関係を有する委員（青少年に有益な映画等の製作関係者等）は、当該事項に関する審議及び議決に参加することができない。

なお、直接の利害関係を有すると考えられる委員は、あらかじめその旨を部会長に申し出るものとし、当該利害関係の有無については、案件ごとに審議会に諮ることとする。この場合、当該委員は、審議会の同意のもと、意見を述べることができる。